

旭川医科大学病院医療事故防止対策委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院医療事故防止対策委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院医療事故防止対策委員会規程（平成16年旭医大達第102号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 病院長</p> <p>(2) 副病院長<u>のうちから</u> 2人</p> <p>(3) 診療科長のうちから 若干人</p> <p>(4) 薬剤部長</p> <p>(5) 専任リスクマネジャー</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) その他病院長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第7号の委員は、病院長が指名する。</p> <p>3 第1項第1号から第5号及び第7号に掲げる委員が、第2条第4号に規定する医療事故が発生した<u>病院に置かれる部署</u>（以下「診療科等」という。）に属するときは、当該委員は、同号に係る審議に</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 病院長</p> <p>(2) 副病院長<u>（事故防止・安全問題担当）</u> 2人</p> <p>(3) 診療科長のうちから 若干人</p> <p>(4) 薬剤部長</p> <p>(5) 専任リスクマネジャー</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) その他病院長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第3号及び第7号の委員は、病院長が指名する。</p> <p>3 第1項第1号から第5号及び第7号に掲げる委員が、第2条第4号に規定する医療事故が発生した<u>診療科、中央診療施設等及び薬剤部</u>（以下「診療科等」という。）に属するときは、当該委員は、同</p>

加わらないものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第7号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(略)

附 則

1 この規程は、令和3年8月30日から施行し、改正後の旭川医科大学病院医療事故防止対策委員会規程は、令和3年7月1日から適用する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第2号の委員の任期は第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

【改正理由】

令和3年7月1日付け病院組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

号に係る審議に加わらないものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第7号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(略)